

丹波竜化石工房拡充工事関連業務 要求水準書

1 本書の位置付け

本要求水準書は、丹波市（以下「発注者」という。）が丹波竜化石工房拡充工事関連業務（以下「本業務」という。）の受注事業者（以下「受注者」という。）を募集するにあたり、丹波竜化石工房拡充基本計画（以下「拡充基本計画」という。）や、丹波竜化石工房展示計画委員会（以下「展示計画委員会」という。）による展示計画に基づき、発注者が受注者に本業務に関して要求する水準を示し、本業務に参加する事業者の提案に具体的な指針を示すものである。なお、実施要項等に関する質問に対する回答、要求水準書、事業者提案書類、様式集等の記載の内容及び要求水準書に記載のない事項及び規定されない事項等については、発注者と協議すること。

2 業務目的

丹波竜化石工房（以下「本施設」という。）は、発掘された化石のクリーニング作業や発掘状況等に関する情報展示や体験型学習の拠点施設として市民に親しまれ、丹波竜が伝える丹波市の「自然」「歴史」「教育」「観光」を未来へと継承する施設として開館してきた。

しかし、リニューアルから10年以上が経過し、展示スペースの制約から篠山層群産化石に関する展示が十分に整備されていないのに加え、市民をはじめとする多くの来館者に特色を伝える展示や、「大地のなりたち」「生命の進化」などの教育施設が必要とする展示が現在不足している。

今後、地域の地質と化石をテーマにした教育普及を充実させ、自然への好奇心を育み、地域に根付いた生涯学習施設及び丹波地域の地質や化石の情報発信拠点として拡充基本計画に基づき施設の充実を行うものである。

3 業務名称

丹波竜化石工房拡充工事関連業務

4 業務期間

契約締結日の翌日（令和6年3月末予定）～令和7年6月30日

※令和7年7月上旬 リニューアルオープン（予定）

※上記の業務期間内において、拡充基本計画に示す事業全体のスケジュールに整合させ、受注者が業務スケジュールを計画する。

5 業務場所

丹波竜化石工房及び山南支所庁舎関係施設
(兵庫県丹波市山南町谷川1110番地内)

6 業務範囲

(1) 本業務の各施設に係る設計・施工等の延べ床面積 約1,140㎡

- 内訳
- | | |
|-------------------|------|
| ①丹波竜化石工房既存施設延べ床面積 | 670㎡ |
| ②山南支所西側拡充施設延べ床面積 | 330㎡ |
| ③別棟(車庫)倉庫新設延べ床面積 | 140㎡ |

(2) 本施設に係る業務提案範囲

本施設に係る業務の提案範囲は、拡充基本計画及び拡充基本計画参考資料に基づく範囲及び次のとおりとする。

① 展示エリア

- ・既存の常設展示エリアに加え、山南支所庁舎内の該当エリアを撤去し、「プロローグ」「大地のなりたち」「丹波の化石」「生命のあゆみ」「エピローグ」のゾーニング区分による展示企画の他、「学習・交流スペース」「ミュージアムショップ」の企画提案による改修をすること。
- ・大型の化石標本等搬入のため、新たに大型の搬入口を設けること。
- ・該当エリアとなる山南支所庁舎のガラス壁面を撤去し、新たに出口となる風除室を設置すること。
- ・拡充基本計画に基づき、各ゾーンの展示構成に合う映像コンテンツ等を、展示計画委員会の監修の基に制作すること。
- ・業務期間における既存標本の保管は、受注者が化石標本資料等の保管に適した場所を選定し、発注者と協議・調整のうえ、移設・保管・搬入・設置等の標本の適正な維持管理に努めることとし、その経費については受注者の負担とする。

② トイレ・授乳室

- ・本施設における既存トイレ、山南支所庁舎側バックヤードトイレを撤去し、幼児から高齢者まで多様な利用者への配慮やプライバシーを確

保したトイレ、授乳室を提案し、新設すること。

③ 事務所

・既存事務所と既存ショップエリアを一つの部屋とし、事務所として使用できるよう改修すること。

④ 倉庫（別棟）

・拡充基本計画に基づき、現状の車庫の指定する一部に化石標本資料や備品を保管できる倉庫を国内諸法令等に準じて新設すること。

⑤ 備品関係

・丹波市のDX推進計画により、既存の券売機をキャッシュレス対応可能な券売機に更新し、導入すること。また、展示標本資料に係る展示ケース等を必要に応じて、製作又は購入することとし、提案による備品の購入及び設置経費については、受注者が負担すること。

⑥ 施設・設備関係

・展示に係る実施設計及び施設・設備改修に係る設計作業は、既存建物を十分に把握したうえで行うこと。
・本施設の既存電気機械設備は、老朽化が見られるため、国内諸法令等に準じて設計し、更新すること。
・展示室西側ガラス窓面に、消防法上の緊急避難口を確保すること。

7 業務内容

本業務においては、拡充基本計画及び関係施設等の内容や現状を十分に把握したうえで、以下の業務を実施すること。

(1) 拡充基本計画及び展示計画に基づく提案、とりまとめ

- ① 全体的な構成と配置（ゾーニング）・動線計画の作成
- ② 展示の演出方法・設備計画
- ③ 意匠図（平面図、立面図、展開図）

(2) 工種別の細目構成

- ① 展示造作・什器
- ② 映像コンテンツ・映像機器システム
- ③ グラフィック・サイン
- ④ 模型・造型
- ⑤ 展示装置

- ⑥ 既存標本資料保管計画（搬出・管理・搬入調整）
 - ⑦ 展示標本資料の構成（既存流用・新規製作・新規購入）
 - ⑧ 建築造作（倉庫、搬入口、風除室、区画間仕切り、壁、天井等）
 - ⑨ 電気設備・展示演出照明
 - ⑩ 給排水設備（トイレ・授乳室）
 - ⑪ 防災設備（非常灯、誘導灯、非常放送、煙感知器、防災電源）
 - ⑫ 空調設備
 - ⑬ 排煙設備
 - ⑭ 換気設備
 - ⑮ 仮設作業計画
- (3) 展示構成詳細リスト作成（仕様書、仕上表）
- (4) 展示製作及び建築等実施図作成
- ① 展示製作特記仕様書
 - ② 基本図（展示室・倉庫平面図、立面図、展開図、断面詳細図等）
 - ③ 展示造作・什器図
 - ④ 映像コンテンツ構成図
 - ⑤ 映像機器システム図
 - ⑥ グラフィック・サイン図
 - ⑦ 模型・造型図
 - ⑧ 展示装置図（システム図、機器図等）
 - ⑨ 展示標本資料配置図・リスト（新規・既存）
 - ⑩ 備品配置図・リスト
 - ⑪ 建築造作（倉庫、搬入口、風除室、区画間仕切り等）
 - ⑫ 電気設備・展示演出照明（関連法令に基づいたケーブルラック、配線、配管等の処理含む）
 - ⑬ 給排水設備トイレ・授乳室（関連法令に基づいた給水給湯管などの処理含む）
 - ⑭ 防災設備（非常灯、誘導灯、非常放送、煙感知器、防災電源等）
（関連法令に基づいた配線、配管処理含む）
 - ⑮ 空調設備（関連法令に基づいた冷温水管処理含む）
 - ⑯ 排煙設備（関連法令に基づいた排煙機器処理含む）

- ⑰ 換気設備（関連法令に基づいた給排気ダクト処理含む）
 - ⑱ イメージパース
 - ⑲ その他必要な図書等
- (5) 実施設計・設計監理業務
 - (6) 業務費資料の作成（展示製作・設置費、ランニングメンテナンス費）
 - (7) 完成までの工程計画書
 - (8) 建築確認申請等の諸官庁への各種申請手続き
 - (9) 山南支所庁舎等改修工事に伴う調整
 - (10) リニューアルオープンに向けた啓発コンテンツの提案
 - (11) その他拡充・リニューアルオープンに関し有益な提案

8 業務上限金額

上限金額は、451,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

9 関係諸法令・計画などの遵守・参照

本業務の実施全般にあたっては、拡充基本計画、展示計画委員会に基づく展示計画及び、建築基準法、消防法、ハートビル法など国内諸法令・計画などを遵守・参照して実施すること。

10 優先順位

次に示す項目のうち、内容に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

- ① 関係法令等
- ② 拡充基本計画
- ③ 質問回答書
- ④ 本要求水準書
- ⑤ 適用する図書等

11 設計・監理業務に関する要件

受注者は、本施設及び展示に係る設計・監理業務の実施にあたり、以下の事項とともに、国内諸法令等を遵守し実施すること。

- ① 拡充基本計画を踏まえ、生涯学習施設として最大限発揮するよう設計す

ること。

- ② 幼児、高齢者、障がい者及び外国人等の多様な利用者を想定した設計とすること。
- ③ 拡充基本計画及び本要求水準書を満たす限りにおいて、事業者は国内諸法令に基づき自由に設計ができる。

12 業務に関する要件及び留意事項

受注者は本業務の実施にあたり、国内諸法令及び公共建築工事標準仕様書等を遵守し実施すること。また、以下の項目を遵守するとともに、本業務の具体的な実施内容については、契約後に発注者と協議しながら決定し、実施するものとする。その協議内容については、随時協議録を作成のうえ発注者に提出し、内容確認を受けること。

- ① 本業務の工事施工範囲内の安全対策や既存施設の養生対策の計画を策定し、発注者の承諾を得ること。
- ② 本業務は、丹波市から別途発注の山南支所庁舎等改修工事に係る業務を受注する事業者とも十分かつ綿密な協議及び調整を経て進めるものとする。
- ③ 本施設と山南支所庁舎との区画間仕切り壁面設置作業時は、来庁者及び業務に支障のないよう仮囲い等の設置を行うこと。
- ④ 山南支所庁舎内の既存設備及び新設する間仕切り壁面を貫通する設備配管、配線は、一部展示室内を横断しているため、施工時及び施工後の機能回復に努め、適正に処理すること。
- ⑤ 山南支所庁舎より消防署へ防災用の電源が道路を横断しているため、施工時及び施工後の機能回復に努め、最短期間で適正に処理すること。
- ⑥ 隣接及び関連する建物等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、速やかに発注者に報告のうえ、受注者の負担において処置すること。
- ⑦ 業務期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万一災害等が発生した場合には、適切な対応を実施し、関係者の安全確保に努めること。
- ⑧ 本業務の拡充施工時の展示設計や、展示計画に反映させることを目的とした展示計画委員会の意見及び監修（平日昼間10回程度開催）を受けて実施するものとし、受注者は、発注者及び展示計画委員会の指示に柔軟に従わなければならない。また、別途定める識見を有する展示計画委

員会委員（3名）へ監修料を別途協議のうえ支払うものとする。

- ⑨ 既存標本の移設に伴う解体・組み立て等については、実績のある専門業者で行うよう調整のうえ実施すること。
- ⑩ 本業務の受注者は、本業務の実施にあたり、本施設の展示解説に使用する参考文献等のデータについては、発注者が可能な範囲内で提供する。ただし、本施設の展示映像等に関する必要なデータについては、受注者が製作又は調達するものとする。
- ⑪ 本業務に使用するデータ、写真、動画、イラスト等、使用に関して必要な全ての手続きは受注者が行い、手続きにかかる費用もすべて受注者が負担することとする。また、受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うこととする。
- ⑫ 本業務における本施設の施設機械警備料は、発注者が負担するものとするが、電気・水道を使用する場合の光熱水費は、別途使用に対する使用料を受注者が負担するものとする。
- ⑬ 工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により速やかに行い、発注者に報告すること。なお、許認可申請等に伴う証紙等の経費については、発注者が負担するものとする。

13 実施体制等の要件

本業務の実施にあたって、確実に履行できる体制を設けること。

- ① 本業務の実施にあたっては、工種により総括する管理技術者（現場代理人）、各技術者等の担当を定め、別に定める様式により発注者に届け出るものとする。
- ② 管理技術者は、発注者との窓口となり、本業務の全般にわたり進捗管理を行うものとする。
- ③ 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の免許を有する者とし、本業務を行ううえで、技術上の管理を行う適切な技術者でなければならない。
- ④ 管理技術者は、本業務の全般にわたり技術的な管理を行い、本業務に

関する一切の事項を処理し、山南支所庁舎等改修工事に係る業務を受注する事業者との間に生じる技術的な調整等を行うものとする。

- ⑤ 担当技術者をやむを得ず変更しようとする場合は、各担当技術者と同等以上の経験を有する者とする。
- ⑥ 本業務の実施にあたり、管理技術者は、契約期間中に毎月最低1回以上の打合せを行うものとし、進捗状況や業務内容について、発注者に報告すること。

14 成果品

成果品は、以下のとおりとする。なお、提出時期や提出部数、電子データの型式については、発注者との協議のうえ決定する。

- (1) 建築・設備工事及び展示関連業務成果品
 - ① 展示製作図書展示説明書
 - ② 展示製作・設置工程表
 - ③ 管理運営計画提案内容とりまとめ
- (2) 展示製作設置関連業務成果品
 - ① 展示品等製作物及び備品等1式
 - ② 竣工図書（竣工図面、展示品・備品リスト及び取扱い説明書・保証書等）
- (3) 写真（作業前・作業中・作業後・竣工）
- (4) その他成果品
 - ① 打合せ・協議等の記録
 - ② 官公署届出書控
 - ③ その他発注者が求める資料
- (5) 電子データ
 - (1)～(3)の電子データ

15 その他特記事項

- (1) 本業務の実施にあたり、受注者は、次に掲げる事項に配慮すること。
 - ① 機能性と利便性のとれたプランにすること。
 - ② 独自性が高く、来館者に分かりやすく親しみやすいものであること。

- ③ メンテナンス性に優れ、維持コストや維持に係る負担を軽減した展示企画とすること。
- ④ 上記について、保守費用、機器更新、故障時の対応（費用等）を含めて「維持管理費見積書」（様式第13-3号）にて提出すること。

（2）著作権について

受注者は、本業務における成果品等において、発注者が広報活動等を行う際、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

- ① 受注者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で発注者に譲渡するものとする。
- ② 受注者は、発注者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、発注者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- ③ 受注者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証すること。なお、成果品に使用する写真、文字等が受注者以外の者の著作権（以下「原著作物」という。）である場合には、原作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きをとった上で本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と発注者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。
- ④ 本業務における成果品等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他受注者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と発注者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受注者が負うこととする。

（3）その他

- ① 拡充基本計画に示す建築・設備等の範囲内において、参加資格事業者が有する建築士法第23条の規定による一級建築士としてのノウハウにより、新設するトイレ・授乳室のレイアウトや間仕切り等の建築改修は、博物館及び類似施設として拡充基本計画よりも更に、多様な来館者への配慮やプライバシーを確保した機能性・利便性のとれたレイアウトの提案がある場合は、様式12-2の他、任意様式にて提案すること。（この場合における当該提案書の限度枚数は、A4判の場合は2枚まで、A3判

の場合は1枚まで追加を認める。)

- ② 受注者は、本業務の実施要領、要求水準書、提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング等）及び、協議事項の内容を遵守し、発注者等の指示事項に柔軟に従い、業務を進めるものとする。
- ③ 本施設に関する情報提供等のため、以下の資料を丹波竜化石工房ホームページ「丹波竜.com」で公表する。
 - ・丹波竜化石工房拡充基本計画
 - ・丹波竜化石工房拡充基本計画概要版
 - ・丹波竜化石工房拡充基本計画参考資料

以上